

明治安田生命保険相互会社 行

私は普通保険約款に基づき、請求者様控裏面記載の「個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、以下のとおり請求します。貴社での口座振込手続完了をもって支払金を受領したものと認め、受領証は提出いたしません。

- 勤労者財産形成貯蓄積立保険 (一般財形)
- 財形年金積立保険 (財形年金)
- 財形年金保険
- 財形住宅貯蓄積立保険 (財形住宅)

記入日	年 月 日
団体コード	
団体名	
契約者番号 (被保険者番号)	
ご契約者名	

お支払明細送付先が当社お届け住所 (通信先) と相違するときは、今回ご記入の住所を新住所 (通信先) として住所変更させていただきますので、ご了承ください。

フリガナ	
ご請求者名	
請求者 生年月日	昭和・平成 年 月 日
お支払明細 送付先	〒 - 都道府県 市郡区

日中連絡先 - -

ご請求内容	① 死亡 (課税)	
	② 高度障害 (非課税)	
	③ 災害死亡 (課税)	
	④ 災害高度障害 (非課税)	
	⑤ 解約 (課税) ※契約は消滅します。	
	⑥ 満期 (課税) ※契約は消滅します。	
	⑦ 一部払出 (課税) 右欄に手取額をご記入ください	百万 千 円
	⑧ 全額払出 (課税) ※契約は継続します。	
	⑨ 一部払出 (非課税) a 請求額 b 積立金の9割	百万 千 円
	⑩ 全額払出 (住宅目的・非課税) ※契約は消滅します。	

金融機関名	銀行・信組 信託・農協 信金・労金	金融機関コード	
本店名	本店 支店 出張所	本店コード	
預金種目	普通 口座番号	右詰めでご記入ください	
口座名義人カナ カタカナで強くご記入ください			

※お受取口座は請求者様本人名義の口座をご指定ください。

事務担当者確認

※②④⑤⑥⑩の場合、財形事務担当者が押印またはご署名ください

年 月 日

財形住宅で住宅取得・増改築等を目的とした一部払出の場合には、以下5つの項目についてご記入ください。

(注)内容の変更等で要件外となった場合は、一部払出額は遡及して課税扱いとなります。

住宅払出要件 確認事項	<input type="checkbox"/> (新築)・(中古) (築年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> (鉄筋、レンガ等(耐久))・(木造等(非耐久))
	<input type="checkbox"/> 居住予定者(契約者本人)・契約者本人以外(配偶者)・(扶養親族)
	<input type="checkbox"/> 居住用部分の床面積(m ²) <input type="checkbox"/> 登記上の本人持分割合(%) ※増改築の場合は工事着工時点の割合

※以下の廃止申告書について、財形住宅の場合「年金」と「財産形成年金……第4条の3第1項」を抹消、財形年金の場合「住宅」と「財産形成住宅……第4条の2第1項」を抹消して申告ください。

<p align="center">財産形成非課税年金住宅貯蓄廃止申告書</p> <p>税務署長 殿 年 月 日</p>	
フリガナ	
氏名	
住所	
<p>下記の財産形成年金貯蓄につき租税特別措置法第4条の3第1項 財産形成住宅貯蓄につき租税特別措置法第4条の2第1項 の適用を受けることをやめたいので、この旨申告します。</p>	
種別	生命保険の保険料
最高限度額	百万 千 円
受入機関の 営業所等	所在地 東京都千代田区丸の内2-1-1 名称 明治安田生命保険相互会社本社 法人番号 8010005007932
勤務先	所在地 名称
賃金の 支払者	所在地 名称 法人番号
事務代行先	所在地 名称 法人番号

受入機関の
受理日付



受入 本人 確認 ポイント 用欄	確認日時	年 月 日 時 分 (午前/午後)
	確認者	確認者 (証明書No.)
手続 ポイント 用欄	受付支社 営業所	支社コード 営業所コード
	取扱者名	コード ()
手続 ポイント 用欄	請求経路	<input type="checkbox"/> 勤務先経由 <input type="checkbox"/> その他
	支払方法	⑩ 口座(同時FB) ⑪ 店頭 ⑫ 口座(手書振込)
	手続拠点 受付日	年 月 日
	支払基準日	年 月 日
手続 ポイント 用欄	支払日	年 月 日
	手続拠点 点検	支払決定 振替者

財形積立保険支払請求書記入例

(財形年金 解約の場合)

楷書ではっきりとご記入ください

※訂正の際は、訂正箇所を二重線で抹消し、ご署名または訂正印を押印のうえ正しい内容をご記入ください

契約者証・残高通知等を確認のうえご記入ください

請求されるご契約の種類を○で囲んでください

ご請求の内容に該当する番号を○で囲んでください

(年金・住宅のみ記入) 非課税扱貯蓄を廃止する場合は、ご契約の種類以外を二重線で消してください

(年金・住宅のみ記入) 勤務先欄には、ご契約者が実際に勤務しているところ(事業所等の勤務先)をご記入ください

(年金・住宅のみ記入) 賃金の支払者欄には、ご契約者へ賃金(給与等)を支払っている団体そのもの(勤務先の本社等)の名称および法人番号をご記入ください

財形積立保険支払請求書 明治安田提出用

明治安田生命保険相互会社 行
私は普通保険約款に基づき、請求者様控表面記載の「個人情報の取扱いについて」に同意のうえ、以下のとおり請求します。貴社での口座振込手続完了をもって支払金を受領したものと認め、受領証は提出いたしません。

<input checked="" type="radio"/> 勤労者財産形成貯蓄積立保険 (一般財形) <input checked="" type="radio"/> 財形年金積立保険 (財形年金) <input type="radio"/> 財形年金保険 <input type="radio"/> 財形住宅貯蓄積立保険 (財形住宅)	記入日 2025年 8月 1日 団体コード 0123456 団体名 明安商事(株) 契約者番号(被保険者番号) 70012345 ご契約者名 若葉花子
フリガナ ワカバ ハナコ ご請求者名 若葉花子	お支払明細送付先が当社お届け住所(通債先)と相違するときは、今回ご記入の住所を新住所(通債先)として住所変更させていただきますので、ご了承ください。
請求者生年月日 昭和45年 1月 1日 日中連絡先 03-5690-1234	お支払明細送付先 〒 135-0076 東京都江東区東陽1-2-3 明安商事(株)内
ご請求の共通 ① 死亡(課税) ② 高度障害(非課税) ③ 災害死亡(課税) ④ 災害高度障害(非課税) ⑤ 解約(課税) ※契約は消滅します。 ⑥ 満期(課税) ※契約は消滅します。 ⑦ 一部払出(課税) ⑧ 全額払出(課税) ※契約は継続します。 ⑨ 一部払出(非課税) ⑩ 全額払出(住宅目的・非課税) ※契約は消滅します。	金融機関名 若葉 金融機関コード 1234 本店 本支店コード 002 支店名 東陽 出張所 右詰めでご記入ください 口座番号 1123456 口座名義人カナ ワカバ ハナコ ※お受取口座は請求者様本人名義の口座をご指定ください。
財形住宅(住宅取得・増改築等を目的とした一部払出の場合には、以下5つの項目についてご記入ください。 (注)内容の変更等で要件外となった場合は、一部払出額は適して課税扱いとなります。 住宅払出要件確認事項 <input type="checkbox"/> 新築・中築(築年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 既存(レック等)耐震・本造等(非耐震) <input type="checkbox"/> 居住予定者(契約者本人)・契約者本人以外(配偶者)・(扶養親族) <input type="checkbox"/> 居住用部分の床面積(㎡) <input type="checkbox"/> 登記上の本人持分割合(%) ※増改築の場合は工事着工時点の割合 ※以下の廃止申告書について、財形住宅の場合「年金」と「財産形成年金」第4条の3第1項を抹消、財形年金の場合「住宅」と「財産形成住宅」第4条の2第1項を抹消して申告してください。	事務担当者確認 ※②④⑤⑥の場合、財形事務担当者が押印またはご署名ください。 2025年 8月 1日
財形住宅(住宅取得・増改築等を目的とした一部払出の場合には、以下5つの項目についてご記入ください。 (注)内容の変更等で要件外となった場合は、一部払出額は適して課税扱いとなります。 住宅払出要件確認事項 <input type="checkbox"/> 新築・中築(築年月日 年 月 日) <input type="checkbox"/> 既存(レック等)耐震・本造等(非耐震) <input type="checkbox"/> 居住予定者(契約者本人)・契約者本人以外(配偶者)・(扶養親族) <input type="checkbox"/> 居住用部分の床面積(㎡) <input type="checkbox"/> 登記上の本人持分割合(%) ※増改築の場合は工事着工時点の割合 ※以下の廃止申告書について、財形住宅の場合「年金」と「財産形成年金」第4条の3第1項を抹消、財形年金の場合「住宅」と「財産形成住宅」第4条の2第1項を抹消して申告してください。	受取機関の受理日付 確認日時 年 月 日 時 分 本人 <input type="checkbox"/> 取次(□面談 □電話) <input type="checkbox"/> 店頭 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他(証明書等) 受付支社 支社コード 営業所コード 取扱者名 () 請求経路 <input type="checkbox"/> 勤務先経由 <input type="checkbox"/> その他 支払方法 <input type="checkbox"/> 口座(同時F B) <input type="checkbox"/> 店頭 <input type="checkbox"/> 口座(手書振込) 手続拠点 受付日 年 月 日 支払基準日 年 月 日 支払日 年 月 日 手続拠点 支払決定 振替 保 7年 73007

勤務先の住所を指定される場合は、住所の後に勤務先名もご記入ください

口座名義人欄は必ずカタカナで強くご記入ください

解約等により給与引去りを中止する場合は、必ずご勤務先を経由してご提出ください
 この場合、「事務担当者確認」欄に押印またはご署名が必要です
 ただし、死亡・災害死亡の場合は不要です

(年金・住宅のみ記入) 住所欄には、住民票に登録されている住所をご記入ください

(年金・住宅のみ記入) 最高限度額欄には、「非課税申告書」で申告された申告額をご記入ください

下表に該当された場合には、財産形成非課税 年金 住宅 貯蓄廃止申告書に必ずご記入ください

財形種類	お 手 続 内 容
財形年金	解約、高度障害、災害高度障害
財形住宅	解約、高度障害、災害高度障害、全額払出

(注)一般財形の場合は、ご記入いただく必要はございません

ご請求にあたっての留意点

- ご請求の内容が「① 死亡」「③ 災害死亡」の場合、請求者様が同一順位で2名以上のときは請求書(1枚目)の裏面もご記入ください
- 「⑥ 満期」は、満期日前のみ請求できます。満期日後のご請求で、ご契約を継続される場合は⑦または⑧を、継続されない場合は⑥をご記入ください
- 「⑤ 解約(財形年金除く)」「⑥ 満期」「⑦ 一部払出」「⑧ 全額払出」は1988年4月1日以降の差益に対して20.315%の源泉分離課税(注)が適用されます
 「⑤ 解約(財形年金の場合)」は一時所得として所得税の対象となります(終身年金については、年金開始後は解約できません)
 (注) 2013年1月1日から2037年12月31日までのお支払いについては、復興特別所得税(所得税額に2.1%を乗じた金額)を所得税(15%)・住民税(5%)とあわせて徴収いたします。その結果、差益に対して20.315%の源泉分離課税となります

財形積立保険支払請求書

勤労者財産形成貯蓄積立保険（一般財形）

財形年金積立保険（財形年金）

財形年金保険

財形住宅貯蓄積立保険（財形住宅）

「請求者様控」裏面の「個人情報の取扱いについて」は、支払請求にあたり確認いただきたい重要な事項です。請求前に必ずお読みください

請求にあたってのご案内

1. 1商品につき1部ご記入ください
2. 黒のボールペンで強くご記入ください（消えるボールペンは使用不可）
3. この支払請求書は、必ず請求者ご自身でご記入ください
4. お受取口座は、必ず請求者ご本人名義の口座をご指定ください
5. 請求の内容に応じて必要書類（裏面参照）をご提出ください
6. 財形住宅貯蓄積立保険で、生存給付金（非課税）の請求をされる場合、必ず、請求書2枚目の「財形住宅貯蓄積立保険 生存給付金のご請求にあたって」をお読みください
7. 財形年金積立保険・財形年金保険・財形住宅貯蓄積立保険で、解約・全額払出（住宅のみ）の場合、必ず「財産形成非課税^{年金}住宅貯蓄廃止申告書」をご記入ください
8. 解約等の後に保険料が給与引去りされた場合は、後日ご請求時の口座へ返金いたします
9. この支払請求書は、ご勤務先を經由して「明治安田提出用」のみご提出ください
なお、緊急を要する場合は、ご勤務先の担当者様にご相談ください

マイナンバーご提出のお願い

以下のお手続きで、ご請求額（お受取額）が100万円超の場合は、当社が税務署へ提出する支払調書にマイナンバーを記載いたしますので、個人番号確認書類等をご提出ください（裏面の5、6参照）

【財形年金積立保険の解約】

- ・契約者様の個人番号確認書類

【死亡保険金等のご請求】

- ・請求者様の個人番号確認書類
- ・個人番号（マイナンバー）申告書【財形保険用】
請求者様および、契約者様の個人番号を申告いただきます

ご提出いただく書類

次の一覧表のうち、○印のある書類は必ずご提出ください。△印のある書類は下記の内容に応じてご提出ください。

なお、**公的書類（戸籍謄本・住民票・登記事項証明書）は発行から6ヵ月以内のものをご提出ください。**

必要書類	請求項目	共通				一般財形			財形住宅		財形年金
		死亡	高度障害	災害死亡	災害高度障害	解約	満期	一部払出 全額払出	一部払出	全額払出	死亡 (年金開始後)
財形積立保険支払請求書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請求者の本人確認書類(コピー)	下記1参照	○	△	○	△	△	△	△	△	△	○
被保険者の戸籍謄本または住民票 (死亡事実および法定相続人記載のもの)	下記2参照	○		○							○
死亡診断書または死体検案書	下記3参照	○		○							
総合障害診断書(当社所定のもの)			○		○						
受傷状況報告書(当社所定のもの)	下記4参照			○	○						
登記事項証明書(建物)および契約者の住民票										注1 ○	
住宅の工事請負契約書(コピー)または売買契約書(コピー)								○	注2 △		
個人番号確認書類(コピー)	下記5参照	△		△		△ <small>年金のみ</small>					△
個人番号(マイナンバー)申告書	下記6参照	△		△							△
請求者		被保険者(契約者)のご遺族または死亡給付金(保険金)受取人(ご指定の場合)	被保険者(契約者)	被保険者(契約者)のご遺族または災害死亡保険金受取人(ご指定の場合)	被保険者(契約者)	契約者	契約者	契約者	契約者	契約者	被保険者(契約者)の法定相続人

1. 契約者ご本人が請求者で、ご請求額（お受取額）が100万円超の場合は本人確認書類（コピー）をご提出ください。

（ご勤務先を経由してのご請求の場合は提出不要です）

※本人確認書類について：氏名・現住所・生年月日を確認いたします

（書類の裏面や別ページに氏名や現住所が記載されている場合はそのコピーもあわせてご提出ください）

※本人確認書類の例：「運転免許証」「国民年金手帳」等

※解約・満期・財形住宅の全額払出の場合は、必ずご勤務先を経由してご請求ください

（すでに退職等されていて、ご勤務先を経由してのご請求ができない場合は、当社あてに直接ご請求ください）

2. ご請求額（お受取額）が500万円以下の場合、戸籍謄本または住民票の提出は不要です。ただし年金開始後死亡の場合、ご請求額にかかわらず、住民票または死亡診断書をご提出ください。

3. 死亡診断書（死体検案書）は、任意の診断書（コピーで可）をご提出ください。ただし、ご契約内容等によっては、別途当社所定の診断書を再度ご提出いただくこともございます。

4. 受傷状況報告書（当社所定のもの）については、不慮の事故による受傷や死亡の場合は必ずご提出ください。

5. 死亡・災害死亡・年金解約のご請求額（お受取額）が100万円超の場合「個人番号カード（裏面）」「個人番号が記載された住民票」「通知カード（氏名・住所が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り）」のいずれか1点をご提出ください。

6. 死亡・災害死亡のご請求額（お受取額）が100万円超の場合ご提出ください。

〔死亡給付金（保険金）請求の請求者について〕

ア. 死亡給付金（保険金）・災害死亡保険金請求の場合、約款の規定により被保険者（契約者）のご遺族のうち先順位にある方が請求者となります。ご遺族の順位は、以下のとおりとなります。

ただし、被保険者（契約者）が受取人を指定している場合は、その方が請求者になります。

請求者が未成年の場合は、親権者または未成年後見人の方からご請求ください。

最優先順位の請求者がおふたり以上おられる場合、「明治安田提出用」裏面の「代表受取人選任届（相続人代表者選定届）」にご記入ください。

ご遺族の順位	1. 配偶者	2. 子	3. 父母	4. 孫	5. 祖父母	6. 兄弟姉妹
--------	--------	------	-------	------	--------	---------

イ. 年金支払開始後に被保険者（契約者）がお亡くなりになり、未払年金現価請求（未払年金の現価であり、ご契約によってはお受取額がない場合があります）をされる場合は、約款の規定により法定相続人が請求者となります。

最優先の相続順位にある相続者がおふたり以上おられる場合、「明治安田提出用」裏面の「代表受取人選任届（相続人代表者選定届）」にご記入ください。

注1. 増改築等の場合は、確認済証、検査済証、増改築等工事証明書（工事費用が75万円超100万円以下の場合、増改築等工事完了届でも可）のいずれか（コピーで可）をあわせてご提出ください。

注2. 住宅取得後または工事完了後に全額払出（1回払い）をされる場合はご提出ください。

※財形住宅生存給付金（非課税）の請求をされる場合は、次ページを必ずお読みください。

※財形住宅生存給付金を請求される場合は必ずお読みください。

財形住宅貯蓄積立保険 生存給付金のご請求にあたって

ご提出いただく書類

	請求内容	必要書類	ご注意いただきたい点
住宅取得	住宅取得前 (一部払出)	・財形積立保険支払請求書 ・住宅の「工事請負契約書(※)」または「売買契約書(※)」 ・本人確認書類のコピー ご勤務先を経由せず請求額が100万円超の場合提出	残高の90%または住宅取得費用のいずれか低い額までが上限となります
	住宅取得後 (全額払出)	・財形積立保険支払請求書 ・非課税貯蓄廃止申告書(支払請求書内) ・「登記事項証明書(建物)(※)」および「住民票(※)」(注1) ・住宅の「工事請負契約書(※)」または「売買契約書(※)」(注2)	・住宅取得後1年以内にご提出ください ・住宅取得前に一部払出をされている場合は、1回目の払出から2年以内かつ住宅取得から1年以内にご提出ください なお、住宅取得費用が積立金残高を下回る場合は、ご契約をご継続いただくこととなります
増改築等	工事完了前 (一部払出)	・財形積立保険支払請求書 ・住宅の「工事請負契約書(※)」 ・本人確認書類のコピー ご勤務先を経由せず請求額が100万円超の場合提出	残高の90%または増改築等費用のいずれか低い額までが上限となります
	工事完了後 (全額払出)	・財形積立保険支払請求書 ・非課税貯蓄廃止申告書(支払請求書内) ・「登記事項証明書(建物)(※)」および「住民票(※)」(注1) ・「確認済証」「検査済証」「増改築等工事証明書(工事費用が75万円超100万円以下の場合は増改築等工事完了届)」のいずれか(※) ・住宅の「工事請負契約書(※)」(注2)	・増改築等完了後1年以内にご提出ください ・増改築完了前に一部払出をされている場合、1回目の払出から2年以内かつ増改築等完了から1年以内にご提出ください なお、増改築等費用が積立金残高を下回る場合は、ご契約をご継続いただくこととなります

※コピー提出可

(注1)「登記事項証明書(建物)」…契約者ご本人名義の住宅であることを確認するため、ご提出ください(「登記識別情報通知」「登記完了証」「登記事項要約書」は「登記事項証明書(建物)」の代替書類とはなりません)。

「住民票」……………契約者様が居住していることを確認(住宅購入の場合は新住所の住民票)するため、ご提出ください。

(注2)一部払出時にご提出いただいている場合は不要

適格払出(非課税)の主な要件

1. 契約者ご本人名義の持家かつ居住用住宅(増改築等の場合は工事対象住宅が工事前の時点で契約者ご本人名義)であること(共有名義の場合は持分に対する費用までが払出可能額となります)。
2. 居住用部分の床面積(増改築等の場合は増改築等後の居住用部分の床面積)が50㎡以上であること。
3. 新築または建築後使用されることがない住宅で、次のいずれかに該当する場合は40㎡以上であること。
 - ・令和5年12月31日までに建築確認を受けた場合
 - ・令和6年1月1日から令和7年12月31日までの間に建築確認を受けた認定住宅等(※)
 (※)認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅または省エネ基準適合住宅であることが確認できる書類を提出
4. 中古住宅を取得される場合、昭和57年1月1日以後に建築された住宅であること。昭和56年12月31日以前に建築された住宅の場合は耐震基準に適合する住宅であること(耐震基準適合証明書の提出が必要となります)。なお、中古住宅の住宅取得価額によっては、非課税払出ができない場合がありますので、事前に請求書裏面の担当部門にご連絡ください。
5. (増改築等のみ)75万円を超える費用を伴う増築・改築・建築基準法に定める大規模修繕・模様替えであること。
6. (増改築等のみ)「確認済証」「検査済証」「増改築等工事証明書(工事費用が75万円超100万円以下の場合は「増改築等工事完了届」でも可)」のいずれか(コピーで可)を提出できる工事であること
(増改築等工事証明書は、国土交通省告示で定められた書式にて、建築士事務所に登録のある建築士(2級以上)・木造建築士・指定確認検査機関・登録住宅性能評価機関のいずれかによる証明が必要です)。

その他特にご注意いただきたい点

1. 住宅取得費用には土地代金は含まれませんので、土地の取得費用は非課税払出の対象となりません。
 2. 以下の場合、解約(課税扱い)いただくことになり、すでに非課税でお受取りいただいた一部払出(非課税)についても5年間遡って課税されます(遡及課税)。
 - ①一部払出後、必要書類を提出期限内に提出せず、ご契約が解約(課税扱い)となった場合
 - ②一部払出後に全額払出をせず、2年以上の積立中断をしたことで解約(課税扱い)する場合
 - ③一部払出後に勤務先を退職等され、退職等から1年以内に全額払出のご請求がなかった場合
 (※)遡及課税とは、住宅購入等の目的以外で解約した場合、解約日から5年間遡って非課税でお受取りいただいた利息についても、非課税の適用がなかったものとして課税されることです
 3. 退職等された日から、勤務先変更・払込再開等のお手続きをいただかないまま1年を経過した場合は、租税特別措置法により所定の要件を満たしていても非課税のお取扱いはできません。
 4. 「財形持家融資制度」を利用される場合は、ご契約の残高証明書が必要です。事前に当社までご連絡ください。なお、当社からの財形の直接融資制度はございません。
 5. 非課税要件および必要書類は、法令等の改正に伴い変更することがあります。
- (注)2013年1月1日から2037年12月31日までのお支払いについては、復興特別所得税(所得税額に2.1%を乗じた金額)を所得税(15%)・住民税(5%)とあわせて徴収いたします。その結果、差益に対して20.315%の源泉分離課税となります。

最優先順位の受取人または最優先の相続順位にある相続人がおふたり以上おられる場合、下記の「代表受取人選任届（相続人代表者選定届）」をご記入ください。

なお、ご記入にあたっては、次の点にご注意ください。

○代表受取人（相続人代表者）の選定方法

名称	保険種類	支払事由	支払額	請求者	請求者の優先順位
代表受取人	全種類	積立期間中または据置期間中に被保険者(契約者)が死亡したとき	死亡給付金等	約款記載の優先順位による（別途指定の場合は死亡給付金（保険金）受取人）	1. 配偶者 2. 子 3. 父母 4. 孫 5. 祖父母 6. 兄弟姉妹
相続人代表者	財形年金のみ	年金開始後に被保険者(契約者)が死亡したとき	未払年金の現価（注1）	被保険者(契約者)の法定相続人	1. 配偶者と子(注2) 2. 配偶者と父母(注3) 3. 配偶者と兄弟姉妹

※最優先順位の方がおふたり以上の場合、全員の協議をもって代表受取人(相続人代表者)を選定してください。

注1. 未払年金の現価は、ご契約によってはお支払いできる金額がない場合もあります。

注2. 婚姻等により同一戸籍でない子も含まれます。子が契約者（被保険者）より先に死亡している場合は孫となります。

注3. 父母とも死亡している場合は祖父母となります。

○ご記入いただく方の人数の基準(ご請求額については当社あてご確認ください)

請求額	記入者(請求者)
1,000万円以下	代表受取人（相続人代表者）おひとり
1,000万円超 3,000万円以下	代表受取人（相続人代表者）+ 受取人（相続人）おひとり
3,000万円超	代表受取人（相続人代表者）+ 優先順位の方全員

代表受取人選任届(相続人代表者選定届)

明治安田生命保険相互会社 御中

請求書の提出にあたり、次のとおり代表受取人（相続人代表者）を定めます。

代表受取人（相続人代表者）あて支払完了後、本請求について後日利害関係人から異議の申し出があっても私たちが連帯して責任を負い、貴社に一切ご迷惑をかけません。

年 月 日

代表受取人 (相続人代表者)	住所	署名
-------------------	----	----

受取人 (相続人)	住所	署名
--------------	----	----

受取人 (相続人)	住所	署名
--------------	----	----

受取人 (相続人)	住所	署名
--------------	----	----

※ご記入者（ご請求者）全員の本人確認書類(コピー)をご提出ください。

※代表受取人（相続人代表者）または受取人（相続人）が未成年の場合は、親権者または未成年後見人の方がご署名ください。

※上記記入欄が不足する場合は、もう一枚の支払請求書裏面にご記入のうえ、あわせてご提出ください。この場合、追加記入した支払請求書表面のご記入は不要です。

【必ずお読みください】

明治安田の財形積立保険「個人情報」の取扱いについて

■この「個人情報の取扱いについて」は、ご契約の支払請求に際してご確認いただきたい事項を記載しています。ご請求前に必ずお読みいただき、「個人情報の留意事項」の内容に同意のうえ、ご請求いただきますようお願いいたします。

個人情報の利用目的	<p>当社は、お客さまに関する情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い ・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 ・その他保険に関連・付随する業務 <p>なお、当社におけるお客さまに関する情報の取り扱いについては、ホームページ (https://www.meijiyasuda.co.jp/) をご覧ください。</p>
特定個人情報のお取扱い 個人番号の利用目的について	<p>個人番号の記載のある個人情報(特定個人情報)を提供いただく場合には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により定められた方法にて収集し、生命保険会社は、提供いただいた個人番号を保険取引に関する支払調書作成事務で利用いたします。</p>
個人情報の留意事項	<p>お客さまの身体・健康状態に関する情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。 ・また、取得いたしました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。 ・なお、保健医療等の機微(センシティブ)情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。
	<p>金融機関等へのお客さまに関する個人情報の提供について</p> <p>お客さま情報および身体・健康状態に関する情報は、上記の目的のうち、ご契約のご継続・維持管理、運営管理を目的として事業主、当社、およびご契約の運営管理に携わる他の生命保険会社、金融機関等の間で相互に提供します。</p>

<財形積立保険支払請求書Q & A (よくあるご質問)>

1. 住宅生存給付金のお支払いについて

Q. 住宅購入(増改築等)で住宅生存給付金の請求をしたいのですが、どうしたらよいのですか?

A. 住宅生存給付金の請求方法については、本請求書2枚目の「財形住宅貯蓄積立保険 生存給付金のご請求にあたって」に記載しております。また、住宅生存給付金の非課税適用を受けるための留意事項についても記載していますので、必ずご一読ください。

2. (住宅生存給付金) 増改築等工事について

Q. 増改築等工事とはどのような工事ですか? どのような工事であれば非課税が適用されますか?

A. 非課税が適用される工事は以下の第1号工事から第6号工事となります。

(いずれの場合も工事費用が75万円超かつ工事後の居住部分の床面積が50㎡以上であることが条件です)

第1号工事…増築・改築・大規模の修繕・大規模の模様替え

第2号工事…床・階段・間仕切壁・壁の過半の修繕または模様替え

第3号工事…居室・調理室・浴室・便所・洗面所・納戸・玄関・廊下のいずれかの一室の床・壁の全部の修繕または模様替え

第4号工事…建築基準法に定める耐震基準に適合した修繕または模様替え

第5号工事…バリアフリー改修工事による修繕または模様替え(適用を受けるためには条件があります)

第6号工事…エネルギーの使用の合理化に資する修繕または模様替え

※一般的にオール電化工事・太陽光発電等のみの工事は非該当となりますのでご注意ください。

3. 一般財形の満期について

Q. 一般財形に加入していますが、保険期間満了(満期)が来たら継続できないのでしょうか?

A. 一般財形については、ご契約時に3年(注)から15年の間で保険期間(保険料お払込期間)をご指定いただいております。保険期間が3年(注)以上であれば変更(延長・短縮)できますので、財形積立保険変更申込書(別途お申し付けください)にて変更手続きを行なってください。なお、保険期間満了時に満期保険金の請求をされない(請求のお申し出がない)場合は、保険期間が1年ごとに自動延長されます(保険料払込期間も1年ごとに自動延長されます)。(注)契約日が2013年4月1日以降の契約の場合は6年

4. 税金について

Q. 請求時(受取時)にはどのような税金がかかりますか?

A. ご契約の種類およびご請求の内容によって、以下のとおり異なります。

ご請求の内容	税金の種類	課税対象		
全種類共通	死亡	相続税	お受取額 全額	お受取りいただいた全額が相続税の対象となります。納付すべき税額がある場合は申告が必要となります。
	災害死亡			
一般財形	解約 (年金除く)	所得税 (源泉分離課税)	利息部分 (差益)	お受取額は、所得税(20.315%の源泉分離課税(注))を差し引いた後の額です。当社が税務署に代納いたしますので、お受取りいただいた時点で課税関係は終了いたします(契約者様が確定申告いただく必要はございません)。(注)2013年1月1日から2037年12月31日までのお支払いについては、復興特別所得税(所得税額に2.1%を乗じた金額)を所得税(15%)・住民税(5%)とあわせて徴収いたします。その結果、差益に対して20.315%の源泉分離課税となります。
	満期			
	一部払出			
年金	解約	所得税 (一時所得)		他の一時所得と合算し、確定申告が必要となる場合があります。

※高度障害・災害高度障害・財形住宅の一部払出および全額払出は非課税です。

明治安田生命保険相互会社

担当部門 〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

保険料収納・集団グループ(財形)

TEL 03(3283)8111(大代表)

TEL 03(5690)6887(電話受付)

明治安田のホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

月曜～金曜(除く祝日・年末年始)9:00～17:00